

IV 具体施策の展開

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

基本方針

男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくためには、「男は〇〇、女は〇〇」といった言葉に象徴される固定的な役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動することが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現を目指すため、様々な媒体や機会を通じた市民への意識啓発に取り組むとともに、幼いころから性別による役割分担意識を植え付けないような学校教育・保育現場での男女平等教育を推進します。

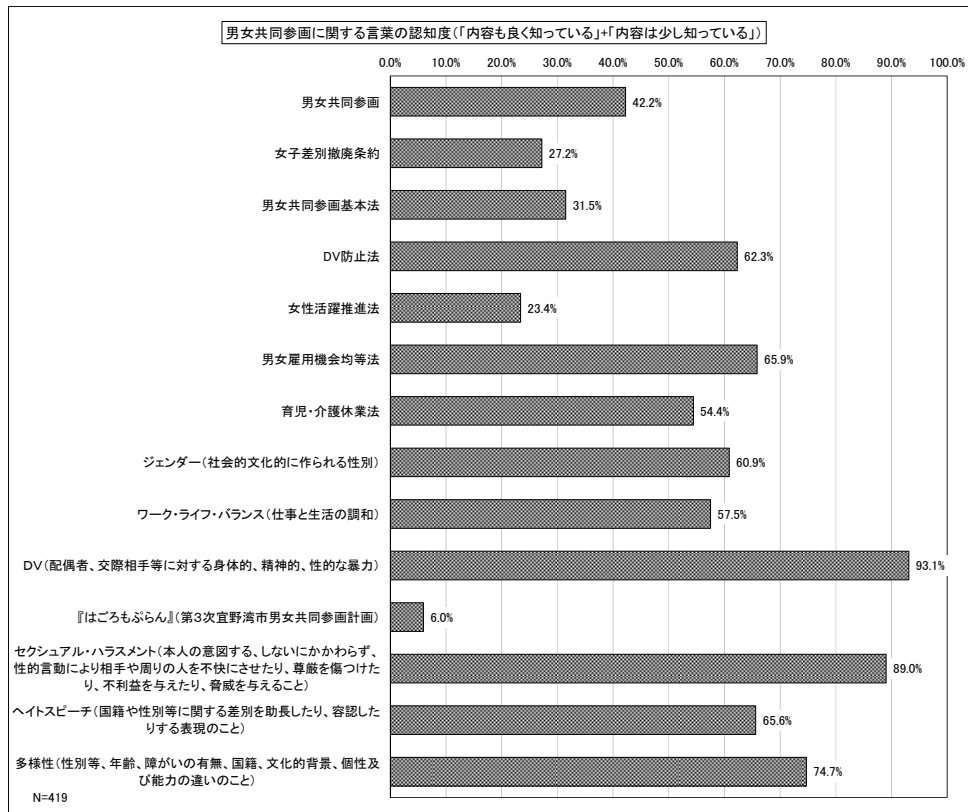
(1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現には、まず男女共同参画の目的や意義等を市民一人ひとりが理解し、考え、行動することが重要です。国や県においても、男女共同参画の理念に基づいた法律や制度の整備が進んでおり、近年、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、「宜野湾市人材育成交流センターめぶぎ」及び「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」を拠点として、男女共同参画に関する情報発信、講座の実施など多様な取り組みを行っています。

本計画の策定に際して実施したアンケート調査の結果から、男女共同参画に関連する言葉・用語の認知度をみると、約9割が「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、「セクシュアル・ハラスメント」を知っている（内容も良く知っていると内容は少し知っているの合計）と回答しています。また平成26年の調査結果と比較すると、「男女共同参画」、「ジェンダー」、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が大きく上昇しています。本市の男女共同参画計画である「はごろもぶらん」については、わずかに認知度が高まったものの10%未満となっており、今後も計画内容等の周知徹底が必要です。



<前回調査との比較>

「内容も良く知っている」+「内容は少し知っている」

	平成26年	令和元年	R1-H26
男女共同参画	16.2%	42.2%	26.0
女子差別撤廃条約	20.8%	27.2%	6.4
男女共同参画基本法		31.5%	
DV防止法		62.3%	
女性活躍推進法		23.4%	
男女雇用機会均等法	66.0%	65.9%	-0.1
育児・介護休業法	57.9%	54.4%	-3.5
ジェンダー(社会的文化的に作られる性別)	34.0%	60.9%	26.9
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	35.8%	57.5%	21.7
DV(配偶者、交際相手等に対する身体的、精神的、性的な暴力)	90.4%	93.1%	2.7
『はごろもぶらん』(第3次宜野湾市男女共同参画計画)	5.2%	6.0%	0.8
セクシュアル・ハラスメント(本人の意図する、しないにかかわらず、性的言動により相手や周りの人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること)		89.0%	
ヘイトスピーチ(国籍や性別等に関する差別を助長したり、容認したりする表現のこと)		65.6%	
多様性(性別等、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、個性及び能力の違いのこと)		74.7%	

1) 効果的な広報・啓発の推進

男女共同参画社会の実現は、国においても社会全体で取り組むべき最重要課題と示されているにも関わらず、普段の生活の中でなかなか意識することが少ない状況が伺えます。

男女共同参画の重要性など市民意識の向上を図るため、年齢に応じた分かりやすい表現や興味を促すテーマを設定するなど、効果的な広報・啓発に努めます。

施策	具体内容	所管課
①「市報ぎのわん」を通じた幅広い市民への情報発信	「市報ぎのわん」に連載中の「女男ゆんたくひろば」にて、男女共同参画に関する法制度や用語、最新情報等の周知を図るとともに、イベントの情報、ふくふく講座等について情報発信を行います。	市民協働推進課
②市ホームページにおける情報発信の充実	本庁担当部署や人材育成交流センターめぶき、男女共同参画支援センターふくふくのホームページにおいて、男女共同参画に関する最新情報やイベント情報、ふくふく講座等、情報発信を行うとともに、掲載内容の定期的な更新を行います。	市民協働推進課
③本計画の周知	「市報ぎのわん」や市ホームページ等への掲載、概要版の配布等により、本計画を市民や事業者等へ広く周知し、市民等との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。 また、庁内各課への周知徹底により、男女共同参画の視点に立った行政運営に努めます。	市民協働推進課
④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定	平成 21 年度に実施した「男女共同参画都市宣言」の趣旨や内容について、広く市民等へ周知し、男女共同参画意識の高揚を図ります。 また、市民等の機運を高めるため、男女共同参画社会実現に向けた市民や企業、行政等の役割等を定める「宜野湾市男女共同参画条例」の制定に向けて取り組みます。	市民協働推進課
⑤男女共同参画支援センターふくふく等の周知及び利用促進	「男女共同参画支援センターふくふく」や「人材交流センターめぶき」の周知を図り、施設の利用促進や開催される講座の案内を行います。	市民協働推進課

2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施

「宜野湾市人材育成交渉センターめぶき」及び「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」を拠点に、各種講座や講演会等を実施するとともに、地域や事業者等と連携しながら効果的な啓発活動に努めます。

施策	具体内容	所管課
① 講座等の開催	ふくふく講座等の市民講座の開催、イベント、地域連絡会への講座等を通じて男女共同参画の啓発を進めます。 また、タイアップ講座や企業等への出前講座についても開催を検討します。 講座の開催に際しては、子育て期の方が参加しやすいよう、会場での託児対応に努めます。	市民協働推進課
②男女共同参画週間の取り組み推進	男女共同参画週間において、市役所や市民図書館、保健相談センター等、市民が集まる場所でパネル展を開催するとともに、宜野湾市女性団体連絡協議会や地域連絡会と連携して、啓発活動に取り組みます。	市民協働推進課

(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実

<現状と課題>

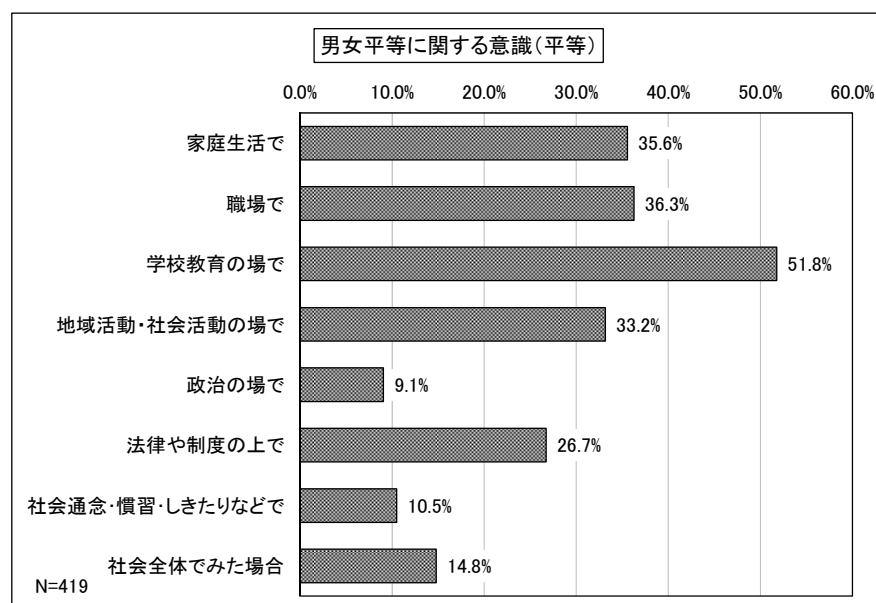
わたしたちの生活の中には、未だに「男は〇〇、女は〇〇」といった性別による固定的な役割分担意識が根付いています。こうした固定観念は、幼少期からの日常生活の中で、知らず知らずのうちに植え付けられてしまうことが多く、男女がお互いの性差を尊重することや能力や意欲を十分に発揮する機会を妨げたり、家庭生活や仕事等の様々な場面で、一方に重い負担をかけてしまったりすることがあります。

そこで、幼いころから「男らしさ、女らしさ」を押し付けないなど、性別による固定的な役割分担意識を植え付けないようにすることで、男女共同参画社会の実現に向けた、大きな意識改革につながることを期待されます。

本市においては、保育所や学校現場において、性別に捉われない敬称の使用や性別に捉われない進路指導やキャリア教育を行っており、また、日常の学校生活等を通して男女がともにお互いを尊重できるような教育に努めています。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査においては、男女平等に関する意識・習慣について、「学校教育の場」で『男女平等である』と回答した者の割合は51.8%と半数を超えており、また、男女共同参画社会の実現を目指して行政が力を入れるべきことについては「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が45.3%と2番目に高くなっています。また、約7割が「小学校低学年から、発達段階に応じた性教育を取り入れる」、「性別にかかわらず、ズボンやスカートなど自由に制服を選択できる制度を取り入れる」について必要と回答しています。

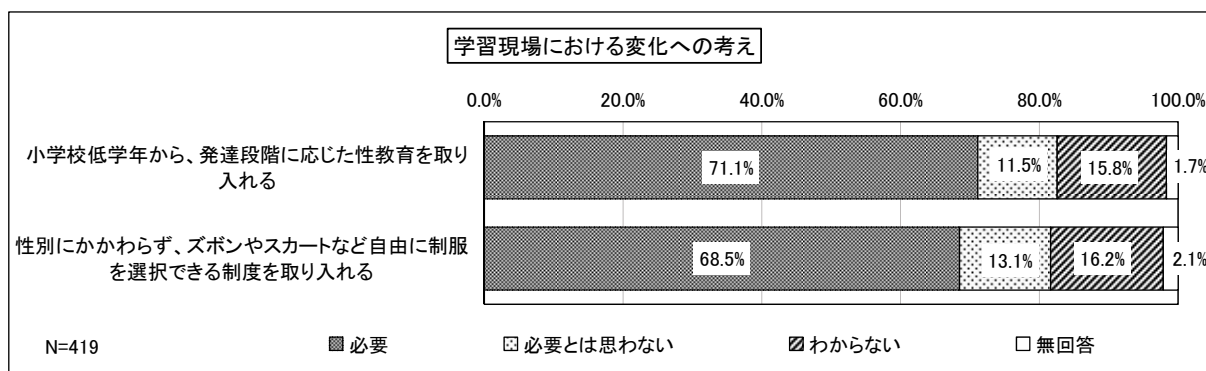
一方、男女混合名簿については、子どものころからの男女の区別・序列の意識を植え付けないことやセクシャル・マイノリティの尊厳を守ることなどにつながることから、2017（平成29）年度に市内の全小中学校で導入されました。



<前回調査との比較>

平等

	平成26年	令和元年	R1-H26
家庭生活で	39.3%	35.6%	-3.7
職場で	35.6%	36.3%	0.7
学校教育の場で	62.5%	51.8%	-10.7
地域活動・社会活動の場で	39.7%	33.2%	-6.5
政治の場で	11.9%	9.1%	-2.8
法律や制度の上で	32.0%	26.7%	-5.3
社会通念・慣習・しきたりなどで	11.1%	10.5%	-0.6
社会全体でみた場合			
全体	15.4%	14.8%	-0.6
女性	12.2%	11.6%	-0.6
男性	21.2%	20.3%	-0.9



<前回調査との比較>

小学校低学年から、発達段階に応じた性教育を取り入れる

	平成26年	令和元年	R1-H26
必要	64.4%	71.1%	6.7
必要とは思わない	16.4%	11.5%	-4.9
わからない	18.2%	15.8%	-2.4
無回答	1.0%	1.7%	0.7

1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進

少子高齢化など人口構造の変化、国際化の進展、高度情報化など変動する社会の中で、性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮し、社会の様々な場面に参画する必要があり、その基礎となるのが教育です。

性別に基づく固定的役割分担意識にとらわれず、男女共同参画意識の浸透を図るための教育の充実を図ります。

施策	具体内容	所管課
①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり	固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、幼い時期から性別に捉われない、子どもたち一人ひとりの個性を育む教育環境づくりに取り組みます。 また、教職員や指導者への男女共同参画に関する研修等により意識啓発を図ります。	指導課 子育て支援課 こども企画課
②総合学習の時間等における男女共同参画の啓発	男女がともに家庭や社会生活の一員として、お互いに協力し合う社会づくりのため、学年行事や総合的な学習の時間等を活用し啓発を行います。	指導課
③性別に捉われないキャリア教育の推進	職場体験学習や教育講演会を通して、職業や勤労の必要性等について理解を深めるとともに、性別に捉われない職業観を育むキャリア教育を推進します。	指導課
④男女混合名簿の継続	男女混合名簿の意義等について周知に務め、小中学校における男女混合名簿を継続します。	指導課
⑤保護者等への意識啓発の推進	学級だより等保護者への公文については、男女偏りのないイラストを活用し、意識の啓発を推進します。 また、PTA総会や三者面談等の機会を通して、保護者への男女共同参画意識の啓発を図ります。	指導課 子育て支援課 こども企画課

2) 社会教育における学習機会の確保

学校教育の充実とともに、幅広い年齢層が男女共同参画に関して学ぶことができる機会が求められます。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女参画意識を高めることができるよう学習機会の確保、提供体制の充実に努めます。

施策	具体内容	所管課
①生涯学習関連講座における学習機会の確保	子育て中の方や高齢者、女性、青年等各期ライフステージに応じた多様な学習機会の提供を図ります。 また、関係部署との連携による、タイアップ講座の実施など、学習機会の充実に努めます。	市民協働推進課 生涯学習課 関係課
②男女共同参画に関する資料等の収集・公開	男女共同参画に関する資料や情報の収集を図り、男女共同参画週間にあわせたブックフェアの開催など、市民への情報提供の充実に努めます。	市民協働推進課 市民図書館

2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

基本方針

男女が互いの身体的性差に捉われず、生涯を通して健康で安心して暮らしていくためには、互いの性を人権の視点から認め合い、広い視野を持って生命の尊厳に対する理解と意識を高めていくことが求められます。

このようなことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図るとともに、ライフステージに応じた性教育や健康支援等、男女がお互いの性を尊重し協力し合えるまちの実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、人権尊重の視点に立ち、人種や性、宗教、価値観などの違いを尊重するといった多様性を認め合う社会（誰も排除されることのない社会）の構築に取り組みます。

（1）互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実

＜現状と課題＞

健康で心豊かな生活を築いていくためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要と言えます。特に女性には妊娠や出産のための身体のしくみが備わっており、様々な女性特有の問題を心身に抱え込みがちであるなど、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康への配慮が必要となります。

本市では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図り、女性が生涯にわたって自らの健康を主体的に確保する権利があるという考え方を拡げていくため、ふくふく講座において周知を行うとともに、両親学級[※]や健康相談等を通じた家族計画のアドバイス等を実施しています。

一方、近年では、全国的に自殺者が増加するなど、メンタルヘルスの重要性が叫ばれているとともに、栄養の偏りや食生活の乱れによる痩せすぎや肥満等の増加もみられることから、本市の男女別の健康課題を踏まえた総合的な健康づくり対策を行っていく必要があります。

また、望まない妊娠による若年出産もみられることから、男女がともに正しい性の知識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を充実させていく必要があります。

※両親学級（このとり倶楽部）：産前・出産・産後の各時期において重要な保健上の正しい知識の習得と、妊娠から育児期までの喜びや辛さを共有できる友達をつくることを目的として、希望する初妊婦とその夫を対象に栄養士や助産師、保健師による講話や実習を実施している。

1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、互いに人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、様々な場面を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知を図ります。

施策	具体内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ふくふく講座をはじめ、各種情報媒体を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について周知を図ります。	市民協働推進課 健康増進課
②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施	両親学級やふたば健康相談、妊産婦・新生児訪問指導等の機会を通し、家族計画のアドバイス等の実施を図ります。なお、両親学級への父親の参加者が少ないため、呼びかけの手法を検討していきます。	健康増進課
③リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえた相談対応	市民からの相談内容に応じて正しい性の在り方等の助言を行うとともに、研修への派遣等により相談員のスキルアップを図ります。	市民協働推進課 健康増進課

2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持つことができるよう、子どもの発達段階に応じた性教育の実施や性別等による健康課題を踏まえた健康づくりとともに、妊娠期から切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性教育・思春期教育を実施するため、保健体育や道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無、思春期における適切な行動についての学習を図ります。	指導課
②こころとからだの健康づくりの推進	「健康ぎのわん21（第2次）」、「宜野湾市食育推進計画」に基づき、性別等による健康課題を踏まえた健康づくりを進めます。	健康増進課 指導課 障がい福祉課
③妊娠・出産等に関する健康支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援体制の構築に努めます。	健康増進課

(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、男女の人権を尊重していくことが最も基本と言えます。本市においては、学校教育等において人権教育を推進していますが、今後ともその充実を図る中で、偏見や差別のない社会の構築を図っていく必要があります。一方、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット環境は急速に変化しています。インターネット上には様々な性の情報等が氾濫しており、児童生徒が人権を侵害する誤った情報に晒される危険があります。メディアの適切な利用や、メディアの流す情報を主体的に読み解き、発信する能力を養っていくことが求められます。また、近年では、性同一性障害等セクシュアル・マイノリティへの理解を求める声が挙がっており、こころとからだの結びつきが無限な広がりとし多様性を持つということを理解し、偏見と差別をなくしていく必要があります。

加えて、男女共同参画社会の実現に向けた動きは、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関係の深い各種の条約や、国連特別総会「女性 2000 年会議」等、国際的な動きとともに進められています。男女共同参画社会の構築を図るためにも、こうした社会の動きについて、市民に啓発していく必要があります。また、異なる文化や風習を体験し、グローバルな視点で国際社会の課題と取り組みについて理解と関心を深めていくことは、人種や性別に捉われず多様性を認め合うことに繋がります。市民が広い視野を獲得し、多様性を認め合う地域社会を構築していくためにも、国際協力・交流活動の継続を図るなど、相互理解と交流の促進に向けた取り組みを推進していく必要があります。

1) 人権の尊重に係る啓発教育

人権とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。

市民がライフステージに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、人権教育並びに各種啓発活動に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①人権に係る各種啓発活動の実施	人権啓発等をテーマにした市報での啓発や講座の開催を図るなど、各種啓発活動を実施します。	市民生活課 市民協働推進課
②学校における人権教育の推進	人権の日における各種取り組みをはじめ、道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、人権教育を行います。	指導課

施策	具体内容	所管課
③メディア・リテラシーの推進	<p>児童生徒に対し、情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うための情報教育を推進するとともに、警察等関係機関と連携し、「サイバー犯罪防止教室」の継続実施を図るなど、インターネットやスマートフォン等を利用する際の危険性等について指導していきます。</p> <p>また、市民に対しては講座や市報等を活用してメディア・リテラシーの啓発に努めます。</p>	指導課 市民生活課 市民協働推進課
④多様な性を尊重する意識の啓発	<p>保健体育の時間や世界エイズデー等を通し、性同一性障害等のセクシャル・マイノリティについての共通理解を深め、偏見や差別をなくすための取り組みの実施に努めます。</p>	指導課
⑤申請書等の不要な性別欄の削除	<p>セクシャル・マイノリティの尊厳の確保を図るため、各課に対し、各種申請書等で性別欄が不要な場合は削除していくことを引き続き働きかけます。</p>	市民協働推進課

2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進

文化や生活様式の違いを理解し尊重しあい、豊かな国際感覚を育むことを支援するため、国籍や民族などの異なる人々との多彩な交流機会の創出に努めます。

施策	具体内容	所管課
①各種国際交流事業の推進による異文化理解とネットワーク構築	<p>中国廈門理工学院留学生派遣事業や県が実施する「女性の翼」への派遣を通し、グローバルな視点を持った人材を育成するとともに、異なる文化や風習を体験、理解することで多様性を認め合う社会づくりに繋げていきます。</p> <p>また、国際交流協会と協働し、各種事業を行うことにより、ネットワーク構築に努めます。</p>	市民協働推進課
②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知	<p>男女共同参画を推進する上で重要な国際規範・基準等、世界各国の男女共同参画の動向に関する情報の把握を図るとともに、各種情報媒体を用い、市民への周知を図ります。</p>	市民協働推進課

(3) 平和な社会づくりへの貢献

<現状と課題>

男女共同参画社会基本法において、最も重要視している基本理念には、個人としての尊厳が重んぜられる「人権の尊重」の考え方があります。その人権を脅かすものとして戦争があります。去る大戦では、本市も甚大な被害を被り、女性や子どもを問わず多くの生命が犠牲となりました。さらに現在においても、市域の中央に普天間基地を抱えており、常に航空機騒音に晒されているとともに、市民は常に墜落事故などの危険とともに暮らすことを余儀なくされています。戦争や基地に関わる経験を教訓に、後世に向けて平和な社会づくりに取り組むことが重要です。

市民の安全な暮らしを守るため、普天間基地の危険性の除去を強力に要請していくとともに、平和学習や平和事業の継続により、戦争の記憶を風化させることなく後世に伝えていくなど、一人ひとりの命の尊厳を学ぶ教育の充実を図っていく必要があります。

1) 平和の継承と発信

平和学習や平和事業等を通じて平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
① 平和啓発イベントの実施	「宜野湾市平和祈念事業」等の平和啓発イベントを実施するとともに、男女共同参画の視点も意識した事業の実施に努めます。また、パネル展の開催や平和メッセージの記入コーナーの設置等、市民参加の充実に向けた取り組みを推進します。	市民協働推進課
② 宜野湾市平和学習派遣事業の継続実施	戦争の愚かさ・悲惨さ・平和の大切さを学ぶため、宜野湾市平和学習派遣事業（市内各中学校から選出された生徒を被爆地長崎へ派遣）を実施し、平和の心の波及を図ります。	市民協働推進課
③ 学校における平和学習の推進	慰霊の日の前後や総合的な学習の時間等を活用して平和学習の取り組みを図ります。また、市内の戦争体験者等を招き、戦争体験を語ってもらうなど、地域との連携による平和学習の充実を努めます。	指導課

2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現

基地被害 110 番等を通しての市民の声や基地から派生する被害の実態を正確に把握するとともに、危険性の除去及び基地負担軽減策を進めることで、平和で安全な生活を送ることができるまちの実現に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①基地被害の除去に向けた取り組みの推進	市民の生命・財産を守り、住民が安心した生活を送れるよう、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と、その間の危険性の除去及び基地負担軽減の実現を、引き続き政府へ強く求めています。	基地渉外課

3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

基本方針

近年、配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は増加傾向にあり、その被害者の多くは女性であるという現状があります。配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為です。

そこで、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や暴力防止のための意識啓発に取り組むとともに、相談支援の充実、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組み、暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

（1）DV（配偶者等からの暴力）等防止に向けた取り組み

＜現状と課題＞

我が国においては、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。一方、近年では配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談件数が増加傾向にあり、その被害者は女性である場合がほとんどです。こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為にもつながります。また、このような行為は個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

そこで、国においては、配偶者からの暴力防止及び被害者支援の体制整備を目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護(等)に関する法律（DV防止法）※」を平成13年に制定し、直近では平成25年に改正が行われています。そうした流れを受け、沖縄県においても「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(改訂版)」が策定されています。

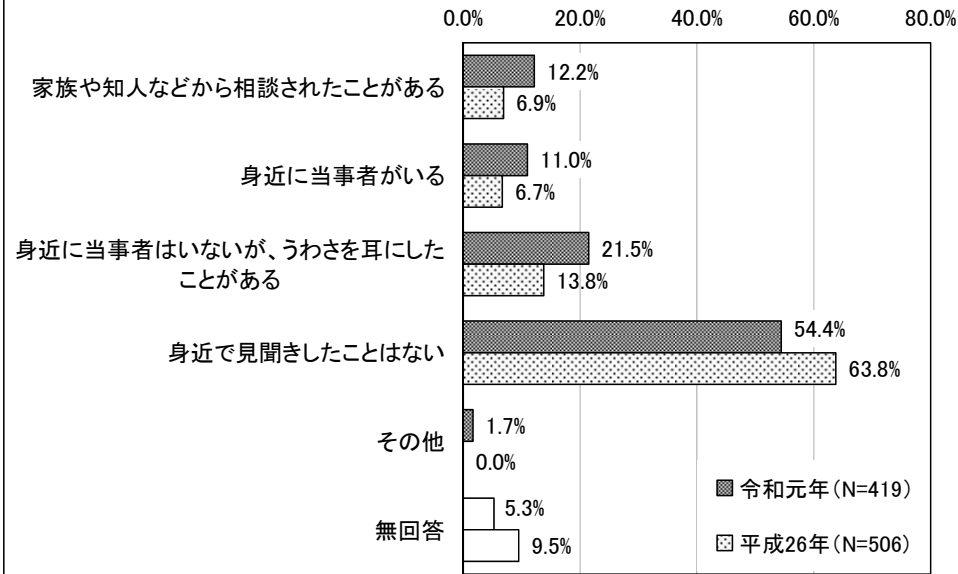
本市においては、児童家庭課や人材育成交流センターめぐきにおいて女性相談を実施し、相談支援を行っています。また、緊急性を要する場合は配偶者暴力相談支援センター等の専門機関との連携のもと、被害者の一時保護等につなげています。一方、DV被害者への転居支援については、毎年高倍率の市営住宅における優先枠の確保は難しく、また、保証人等の課題で民間賃貸住宅への転居が困難な事例もあるため、今後、DV被害者をはじめ、ひとり親世帯、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援が必要です。

DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や中高生を対象としたデートDV予防啓発講座をはじめとする各種講座の開催、女性に対する暴力をなくす運動におけるパネル展の実施等、様々なDV防止及び被害者支援の事業を行っています。

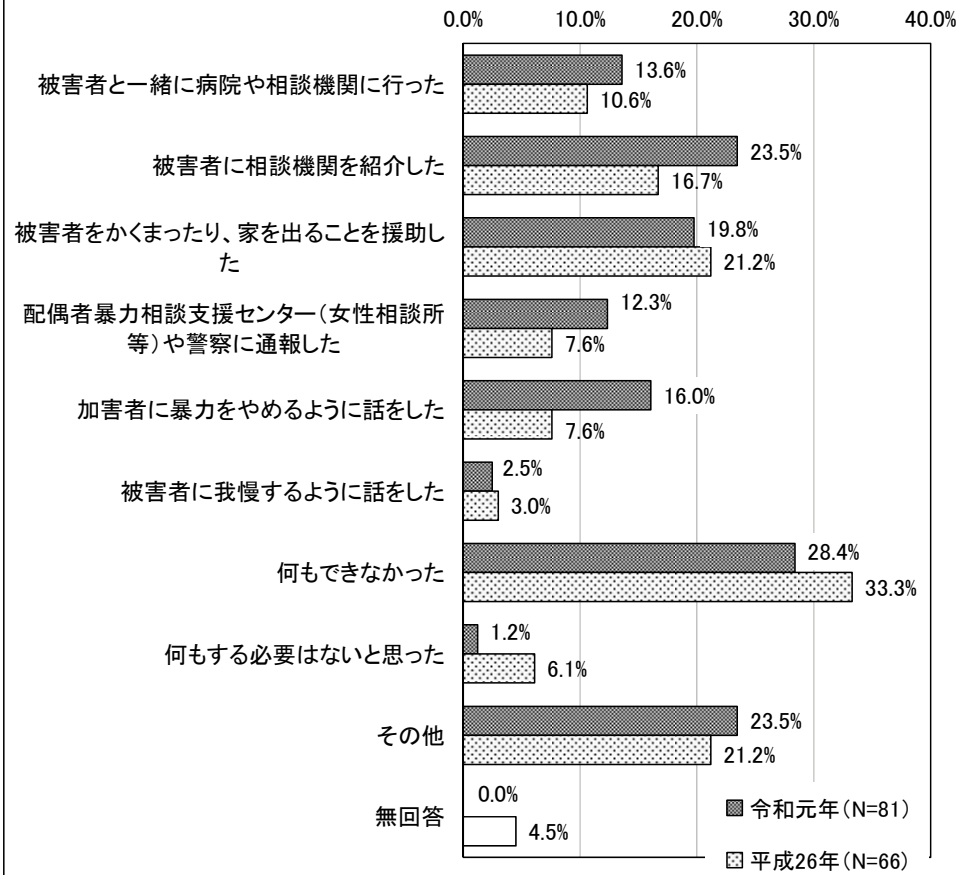
一方、本計画の策定に際して実施したアンケート調査結果では、配偶者等からの暴力について、家族・知人など身近な人から相談されたことがある方（12.2%）や身近に当事者がいる方（11.0%）となり、2014（平成26）年調査よりも割合が上昇しています。また、その後の対応としては、「何もできなかった」が3割弱となっていることから、被害者を発見した際の対応（相談・通報等）について、市民に広く周知していく必要があります。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：平成25年の法改正により、法律の名称が一部変更になった（「被害者の保護に関する」⇒「被害者の保護等に関する」）。

配偶者や交際相手からの暴力について見聞きしたこと



暴力を受けた当事者への対応



1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進

DV などあらゆる暴力を防止するため、子どもの発達段階に合わせた命の大切さや他人を思いやる心を養う教育とともに、市民一人ひとりがDVを身近な問題としてとらえることができるよう講座やイベント、啓発リーフレット等を活用した啓発活動に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①あらゆる暴力を防止するための啓発	男女間のあらゆる暴力（児童虐待を含む）を根絶し、市民の人権を守るため、市報ぎのわんや市ホームページ等多様な媒体を活用した啓発を行います。 学校の道徳や保健体育の時間、関連講座の開催や両親学級等の様々な機会を通じて、啓発活動を推進します。	市民協働推進課 児童家庭課 健康増進課 こども企画課 子育て支援課 指導課
②関係法令等の周知徹底	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」をはじめ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等の関連法令の周知徹底を図ります。	市民協働推進課

2) 相談体制の充実

DVは家庭内で行われることが多く発見や通報は容易ではありません。悩みを抱える方やDV被害者が相談する機会を失うことがないように、また迅速に問題解決につながるよう相談体制の充実に努めます。

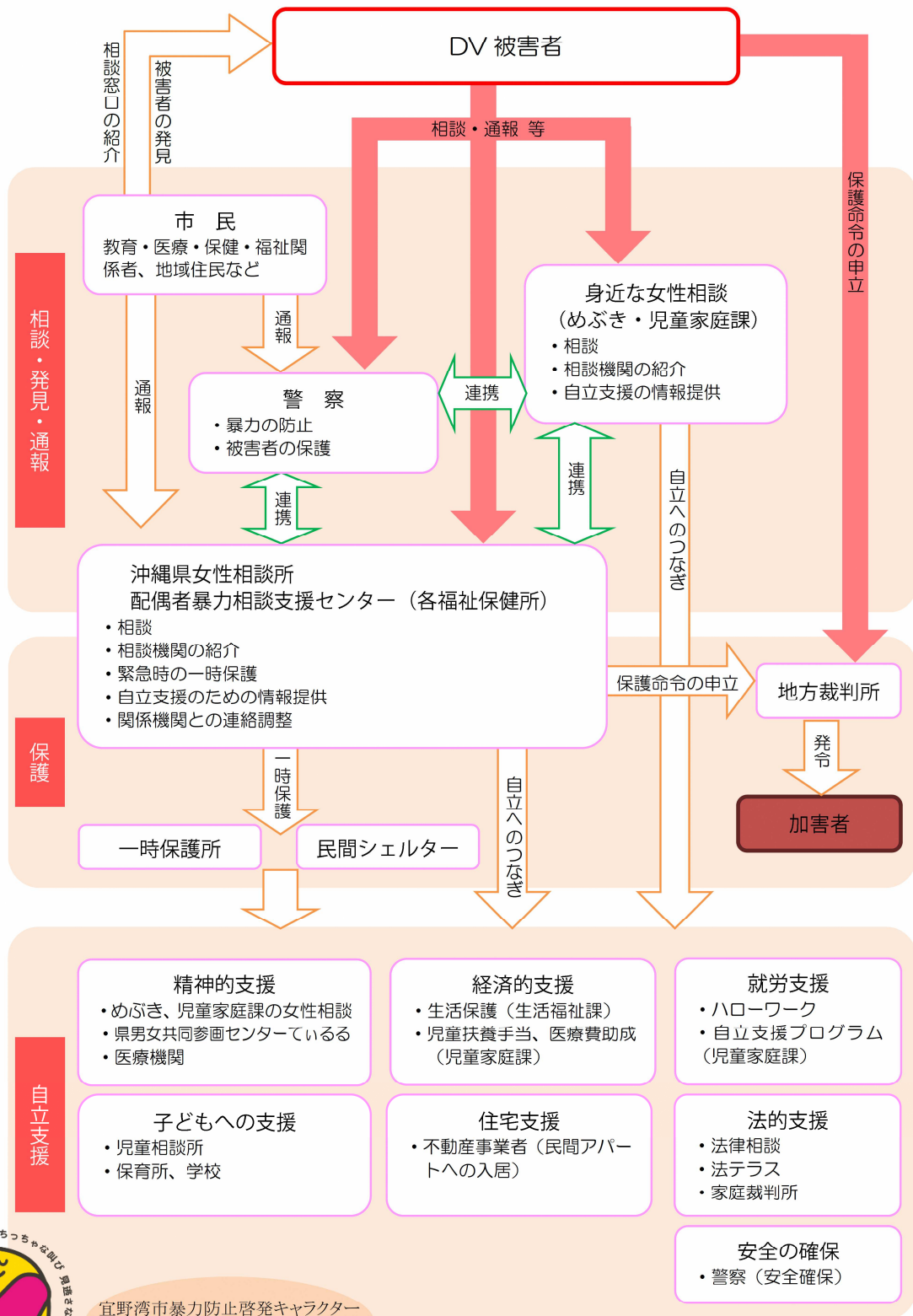
施策	具体内容	所管課
①相談体制の充実	児童家庭課やめぶぎに設置されている女性相談窓口をはじめ、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実に図ります。 また、DV防止庁内ネットワークにおいて、相談体制及び被害者支援の充実に向けた庁内連携を推進します。	市民協働推進課 児童家庭課
②相談員のスキルアップ支援	被害者やその周囲の方からの相談等に適切に対応することができるよう、相談員の研修機会の確保等、スキルアップ支援に取り組みます。	市民協働推進課 児童家庭課
③相談窓口の周知	庁内の相談窓口（児童家庭課・めぶぎ、法律相談等）をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや県男女共同参画センターにいる及び警察等の相談窓口の周知を図ります。	市民協働推進課 児童家庭課 市民生活課

3) 被害者支援体制の充実

DV 被害者の早期発見及び早期対応のため、DV 被害者を発見した場合の通報・通告義務に関する周知、民生委員・児童委員や自治会など社会教育団体との連携、被害者情報の保護など、被害者支援に向けた体制の充実を図ります。

施策	具体内容	所管課
①通報・通告義務の周知	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第6条に規定する通報等の努力義務や「児童虐待の防止等に関する法律」第6条に規定する児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、被害者の早期発見・対応の充実を図ります。	市民協働推進課 児童家庭課
②児童虐待の早期発見・対応の充実	児童虐待の背後に DV が関連しているケースが多いことを踏まえ、母子保健事業や各種健診、保育所・幼稚園・学校等の場において、児童虐待の早期発見に努めます。 虐待の恐れがある又は虐待の事実を確認した場合は、速やかに関係機関（児童相談所、警察等）と連携し、児童の保護並びに DV の有無の把握等を含め適切な対応に努めます。	健康増進課 こども企画課 子育て支援課 指導課 児童家庭課
③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実	民生委員・児童委員をはじめ、自治会や社会教育団体、PTA 等の地域で活躍する団体等と連携し、DV や児童虐待の早期発見及び通報・通告等による早期対応に努めます。	市民協働推進課 福祉総務課
④被害者情報保護の支援措置	被害者を守るため、住民基本台帳事務における被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住基システムにおける住所の閲覧制限等に取り組みます。 また、住民基本台帳事務担当課のみならず、関係課においても被害者の情報の保護に取り組みます。	市民課 関係課
⑤一時保護施設との連携	配偶者暴力相談支援センターやシェルターとの連携のもと、安全かつ確実な一時保護に努めます。	児童家庭課 市民協働推進課
⑥DV 被害者等の転居支援	居住サポート支援や不動産会社との連携による保証人不要の物件確保システムの構築を検討し、DV 被害者の転居支援に努めます。	生活福祉課 児童家庭課 関係課
⑦加害者への対応	沖縄県の実施する「DV 加害者更生相談室」の周知並びに相談時の情報提供等を通じて、加害者に対する対応に努めます。	市民協働推進課

DV被害者支援の流れ



ちっちゃなぬいぐるみ風車さないう
宜野湾市暴力防止啓発キャラクター
“ブチサボ”

(2) ハラスメント防止対策の推進

<現状と課題>

近年、職場をはじめ様々な場面において、セクハラ（セクシャル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）に代表される様々なハラスメント問題が巻き起こっています。また、身体的な暴力を伴わずとも、言葉や態度で精神的虐待を行うモラハラ（モラル・ハラスメント）についても、深刻化してDV等へつながることが懸念されます。こうしたハラスメントは、深刻な人権侵害であり、DVと同様に男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

これらの問題を解決するためには、ハラスメントは人権侵害であること、深刻な社会問題であること、それによって女性の活躍の場や社会進出の機会を大きく阻害していること等について、広く市民や企業等へ啓発していく必要があります。

本市においては、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV防止啓発等と併せてセクハラ防止等の啓発を実施しています。また、庁内においては、毎年「セクハラ・パワハラ防止研修」を実施しており、管理職（課長級以上）・係長職をはじめ多くの職員が積極的に参加し、セクハラ・パワハラとはどういうものかについての理解を深めています。一方、講習会の内容への理解は深まっていると推測されますが、中には、企業体力的に余裕がない、具体的にどのように環境改善に取り組めば良いのかわからないといった声も聞かれることから、市商工会等と連携し、環境改善に向けた助言・指導や効果的な周知方法の検討等を進めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを進めるためにも性別を問わず、誰もが働きやすい環境づくりに向け、ハラスメント防止に向けた啓発等に取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発	職場等におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等の防止に向け、ハラスメントは人権侵害であることを、多様な媒体を通して広く市民へ意識啓発を図るとともに、庁内や市商工会等を通して企業等へ周知し、意識の高揚を図ります。	市民協働推進課 人事課 産業政策課
②様々な機会を通じた市民への周知	庁内の職員研修や市内公共施設・商業施設等で「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展を実施し、セクハラ・パワハラ等防止に向けた意識啓発及び相談窓口の周知を行います。	市民協働推進課 人事課 産業政策課

4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

基本方針

男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女共同参画を推進し、自身が持つ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成も重要です。

このようなことから、男性の長時間労働の是正並びに家事・子育てへの参加促進、保育・育児及び介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発等に積極的に取り組み、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女が活躍できる意識と環境づくりを進めるとともに、それらをけん引する人材育成や能力向上支援に取り組みます。

(1) 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画の実現に向け、国連や国をはじめ、県、本市において様々な事業や啓発活動が行われています。

本市においては、両親学級での啓発や男性料理教室の開催等により、男性の家事・子育て等への参加促進を促しており、家庭という生活単位において、女性のみならず男性が参加することの重要性を周知しています。一方、男女共同参画に関する各種講座等への男性参加者が少ないことや、市内における男性の育児休業取得実績が少ないことが課題となっており、今後、効果的な周知方法の検討などによる講座への参加促進や育児休業等取得促進が求められています。さらに、男女がともに家事・子育て等へ参加するため、男性の働き方の見直し並びに保育・育児支援サービスや介護サービスの充実も必要です。

自治会活動をはじめとする地域活動の方針決定等の場面においては、以前は主に男性がその役割を担っていましたが、近年では女性自治会長も珍しくなくなり、役員等も性別に捉わられることなく選任されることが多くなりました。引き続き、男女が対等な立場で意思表示ができ、それぞれの目線で方針等を決定し、地域社会の一員としてその役割と責任を果たしていくことが重要です。また、地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダーとして地域連絡会が組織されており、それぞれの地域で多様な活動を行っています。引き続き、地域連絡会との連携充実及び活動支援により、多様な活躍を促進していく必要があります。

本計画策定に際して実施したアンケート調査では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の認知度は57.5%で前回調査よりも21.7ポイント上昇しています。今後とも、ワーク・ライフ・バランスを推進していくため、その調和の在り方について、市民等が考える機会の提供に努めていく必要があります。また、男女雇用機会均等法等の各種法制度や女性登用促進に向けたポジティブ・アクションの推進等、職場等において男女共同参画の推進を呼びかけていくことが重要です。

1) 家庭における男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識などの固定観念は、子育てや家事、介護等における男女の関わり方の違いなど、日常生活の中で無意識で植えつけられることが多く、家庭における男女共同参画の推進は重要となります。

ふくふく講座等を通じた男性の家事・子育て等への参加促進とともに、教育現場と連携した若いうちからの意識啓発、ワーク・ライフ・バランスを支えるサービスの充実など、性別に関わらず多様な分野に参画することを支える環境づくりに取り組みます。

施策	具体内容	所管課
①男性の家事・子育て等への意識啓発及び参加促進	<p>男女問わず家事や子育てに対する理解を深めるため、家庭科、社会科等の授業や各種事業を通じて、児童生徒への意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、保育所や児童センターの活動を通じ、男性の家事・子育てへの意識啓発及び参加促進を図ります。</p> <p>さらに、両親学級や男性向けふくふく講座、男性料理教室を開催し、スキルアップ支援等を進めます。</p>	<p>健康増進課</p> <p>市民協働推進課</p> <p>こども企画課</p> <p>子育て支援課</p> <p>指導課</p>
②男性の育児・介護休業取得促進	<p>男性の育児・介護休業等の取得促進のため、市報ぎのわん等多様な媒体を通じた制度等の周知を行うとともに、市商工会等と連携し、取得促進に向けた効果的な周知方法の検討・実践を図ります。</p> <p>また、庁内職員に対しても、引き続き制度の周知に取り組むとともに、男女とも育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	<p>市民協働推進課</p> <p>産業政策課</p> <p>人事課</p>
③保育・育児サービスの充実等	<p>男女がともに安心して働くことができるよう、保育・育児サービスの充実に努めます。</p> <p>さらに働き方の見直しとあわせて、家庭で親と子どもが一緒に過ごす時間の重要性等に関する周知に努めます。</p>	<p>こども企画課</p> <p>市民協働推進課</p>
④介護サービス等の充実	<p>介護保険サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等の充実に図り、家族介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>介護長寿課</p>
⑤社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（家庭）	<p>多様な媒体を活用し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識是正に向けた意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、ふくふく講座等を通じて、市民が社会制度・慣習の是正について考える機会の提供に努めます。</p>	<p>市民協働推進課</p>

2) 地域における男女共同参画の推進

地域活動の中で、男女が対等な立場で意思表示や方針決定等を行い、地域社会の一員としての役割と責任を果たしていくことができるよう、地域連絡会と連携した啓発など、性別を問わず地域活動への市民参加を促進します。

施策	具体内容	所管課
①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発（地域）	自治会や社会教育団体等の地域活動団体の研修機会確保や地域連絡会との連携による固定的性別役割分担意識の是正に取り組みます。	市民協働推進課
②地域連絡会との連携及び支援充実	地域の男女共同参画に関する意識啓発を担うリーダー的存在である地域連絡会との連携による活動の展開を図ります。 また、人材育成支援や活動支援の充実を図り、地域連絡会の自主的な取り組みを促進します。	市民協働推進課
③様々な地域活動への参加促進	性別に捉われることなく、多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会や婦人会、青年会などの社会教育団体、PTA 活動等、様々な地域活動への市民の参加促進を図ります。	生涯学習課 市民生活課
④防災・復興における男女共同参画の推進	自主防災組織の設置や消防団、ボランティア等の防災活動に対して、性別を問わず市民の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援に取り組みます。	市民防災室

3) 職場等における男女共同参画の推進

性別を問わず家庭での役割分担や地域活動へ参加促進など、ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、男性の長時間労働の是正など、働き方の見直しが求められるため、各種法制度の周知及び働く場の改善を促すための取り組みに努めます。

施策	具体内容	所管課
①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のあり方等について市民や企業が考える機会を提供するため、多様な媒体を活用し、意識啓発を進めます。	市民協働推進課 産業政策課
②法制度等の周知	男女雇用機会均等法をはじめ労働基準法やパートタイム労働法等の雇用や労働時間改善に関する法制度の周知と市民の理解促進を図ります。 また、育児・介護休業法や各種助成制度など、仕事と家庭の両立を図るために必要な法律の内容の理解及び制度活用を促進します。	市民協働推進課 産業政策課
③就業規則の作成・周知義務の広報	商工会等と連携し、雇用主に対して、就業規則の作成義務及び従業員への周知義務について市報及び市ホームページ等にて広く広報し、働きやすい環境づくりを促進します。	産業政策課
④企業におけるポジティブ・アクション等の取り組み促進	女性の積極的登用や管理職への登用、職域拡大に向け、ポジティブ・アクションの取り組み事例の紹介及び沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度等を周知し、企業の取り組みを促します。	市民協働推進課 産業政策課
⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大	庁内において、男女共同参画の意識啓発や職員研修機会の確保等を図り、女性管理職の登用促進や性別に捉われない職域の拡大を図ります。	人事課 市民協働推進課
⑥女性登用促進のための支援	女性起業家の紹介や女性起業塾（経済産業省委託事業）等の周知等を通じて、ロールモデルの普及促進を務め、職場における女性の登用促進を支援します。	市民協働推進課 産業政策課

(2) 女性の能力発揮促進と人材育成

<現状と課題>

女性がその能力を発揮し、社会の中で活躍していくためには、その能力を十分に発揮できるような支援や環境づくり、それらをけん引するリーダーの育成が必要です。

本市においては、女性の就職及び再就職支援につながるよう、沖縄県女性就業・労働相談センター等が開催するキャリアアップ講座等の案内を行うとともに、ひとり親支援として、母子自立支援プログラム策定事業を実施し、就労までのコーディネート支援を行っています。今後とも、これらの支援を継続するとともに、ハローワークとの連携強化や商工会と連携した講習会の開催を検討するなど、多様な取り組みが求められています。

本市の審議会等政策決定の場における女性の登用率は34.5%(H30年4月1日現在)と、県平均(28.4%)に比べ高くなっていますが、本市総合計画や第2次計画で目標に掲げた40%には若干届きません。審議会等においては、委員の専門性が重視されることもありますが、引き続き、可能な限りジェンダーバランスに配慮した委員構成に努め、政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進を図っていく必要があります。

本市は、多様な分野における女性リーダーの育成支援として、沖縄県女性の翼の会が実施している「女性の翼」への派遣や女性団体連絡協議会をはじめとする女性団体の活動支援、ふくふく講座における女性の起業に関する講座開催等を実施しています。

引き続き、これらの取り組みを実施し、女性リーダーの育成を図ることで、女性のキャリア形成やチャレンジ意欲の高揚等を図っていく必要があります。

1) 就労支援の充実

非正規雇用労働者の男女比をみると、女性が男性より倍以上高く、さらに妊娠や子育て等を理由に離職するケース並びにひとり親家庭について女性の方が多くなっています。女性の就職や再就職、正社員への転換など就労支援の充実を図ります。

施策	具体内容	所管課
①各種講座・講習会の開催及び案内充実	女性の就職及び再就職支援につながるよう、沖縄県女性就業・労働相談センター等が開催する女性向け講座の案内等、就労に向けたスキルアップ支援に努めます。	産業政策課
②ハローワークとの連携強化	宜野湾市ふるさとハローワークとの連携充実を図り、女性の就労支援を進めます。	産業政策課
③ひとり親家庭の自立促進	母子・父子自立支援員を配置し、プログラム策定による就労までのコーディネート支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等の各種就業支援制度の周知及び利用促進を図ります。	児童家庭課

施策	具体内容	所管課
④非正規雇用の正社員への転換支援	有期契約労働者の正社員への転換や処遇改善、人材育成などに活用できるキャリアアップ助成金などの周知及び利用促進に努めます。	産業政策課

2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進

多様な視点を政治や社会の政策・意思決定の場に反映していくため、関係各課と連携しながら女性委員の登用促進に努めます。

施策	具体内容	所管課
①各種審議会等への女性委員登用促進	審議会・委員会等において、男女それぞれの目線で意見が反映されるよう、女性登用促進要綱も活用しながら、ジェンダーバランスに配慮した委員選出に努めます。	市民協働推進課 行政改革推進室
②人材バンク情報の提供	審議会など委員の選出において県の人材バンク情報を提供します。	市民協働推進課

3) 女性リーダー育成支援の充実

社会の様々な場で男女共同参画を実現するためには、様々な支援や環境づくりをけん引するリーダーが必要であり、現状では特に女性リーダー育成が求められます。女性団体への活動支援や研修会への参加等を通じて、女性リーダーの育成支援の充実を図ります。

施策	具体内容	所管課
①女性リーダー育成のための研修機会の確保	国際性豊かで広い視野を持つ女性リーダーを育成するため、「女性の翼」への派遣を継続します。また、国立女性教育会館において開催される「男女共同参画推進フォーラム」等への派遣を継続します。 さらに、学んだ知識や情報等を市民へ還元できるよう、派遣後の報告会実施や多様な媒体の活用による情報発信等を図ります。	市民協働推進課
②女性団体の活動支援	宜野湾市女性団体連絡協議会をはじめ、婦人連合会等の女性団体の活動促進に向け、研修会の実施や団体間の連携促進等、活動支援を図ります。	市民協働推進課 生涯学習課

施策	具体内容	所管課
③女性起業家への支援	<p>女性に特化した創業者向け資金「女性、若者／シニア起業家支援資金（沖縄振興開発金融公庫）」や各種融資制度の周知・活用促進を図ります。また、商工会女性部との意見交換等女性起業家のニーズ把握に努めます。</p> <p>さらに、ふくふく講座において、女性の起業に関するテーマの講座を開催するなど、起業を目指す女性を支援します。</p>	産業政策課 市民協働推進課